

12月定例会議案第86号「岡谷市役所出張所設置条例を廃止する条例」について

令和6年12月13日

生涯学習課

1. 条例廃止の経過

生涯学習課に併設されております岡谷市役所出張所（イルフプラザ出張所）は、戸籍住民票などの証明書発行業務のほか、税金などの収納業務を行うため、令和4年1月に開設されましたが、開設期間を令和6年度までとしていたことから廃止するもので、この12月定例会に「岡谷市役所出張所設置条例を廃止する条例」を上程し、昨日、可決されたところであります。

出張所の利用状況については、マイナンバーカードの普及とともに、コンビニエンスストアでの証明書発行件数が大幅に伸びており、令和3年と令和5年の比較では倍を超える状況となる中、イルフプラザ出張所は半数程度まで減少しております。

一方、収納業務につきましては一定数の利用者がいることから、暫定的ではありますが、規則で定める期間内において、出張所廃止後も業務を継続し、万が一、お客様が来場された場合に備える体制を準備してまいります。

2. 議案の内容

岡谷市役所出張所設置条例を廃止する条例

岡谷市役所出張所設置条例（平成14年岡谷市条例第4号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際、現に出張所において行っていた収納に関する事務については、規則で定める期間内において、この条例の施行後もこれを行うことができる。

（委任）

- 3 前項に規定するもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、規則で定める。

【参考：岡谷市役所出張所設置条例】

岡谷市役所出張所設置条例

平成14年3月27日

条例第4号

(設置)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第155条第1項の規定に基づき、この条例の定めるところにより、出張所を設ける。

(名称、位置及び所掌区域)

第2条 出張所の名称、位置及び所掌区域は、次のとおりとする。

名称	位置	所掌区域
岡谷市役所イルフプラザ出張所	岡谷市中央町一丁目11番1号	岡谷市内一円

(令和3条例17・一部改正)

(委任)

第3条 この条例に定めるものを除くほか、出張所に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（令和3年条例第17号）

この条例は、令和4年1月1日から施行する。